

2025年7月16日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久 殿

阪神電気鉄道株式会社
代表取締役・社長 久須 勇介



回答書

貴法人より受領した2025年6月23日付「質問書」について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 介護者なしの場合の割引の条件について

弊社は本線（大阪梅田駅－元町駅）、阪神なんば線（尼崎駅－大阪難波駅）、武庫川線（武庫川駅－武庫川団地前駅。これらの3線を合わせて「阪神線」といいます。）、神戸高速線（元町駅－西代駅）の営業を行っておりますが、旅客営業規則等の運送約款は、阪神線と神戸高速線（※）を個別に制定しています。

※神戸高速線の運送約款は阪急電鉄神戸高速線（新開地駅－阪急神戸三宮駅）、神戸電鉄神戸高速線（新開地駅－湊川駅）にも適用されます。

精神障害者に対する旅客運賃の割引（以下「割引」といいます。）については、貴法人においてご確認いただいたとおり、阪神線及び神戸高速線の「精神障害者旅客運賃割引規則」に定めているほか、阪神線及び神戸高速線が連絡運輸の取扱いを行う範囲についてはそれぞれの「連絡運輸取扱規則」に定めているところです。

割引は、精神障害者旅客運賃割引規則第1条（適用範囲）に規定のとおり、弊社の営業路線及び連絡運輸の取扱いをする他社線を乗車する場合に適用されます。また、精神障害者旅客運賃割引規則第5条（取扱区間）に規定するとおり、連絡運輸となる運輸機関を含め営業キロが101キロ以上となる長距離のご乗車をして頂く場合にご利用いただけるサービスであり、当該長距離となる区間の一部として弊社の営業路線をご利用頂く場合には、弊社の営業路線も割引運賃でご利用頂けます。

貴法人からは、弊社の営業路線が単独で101kmとなる場合があるかをお問い合わせいただいておりますが、割引の適用につきましては、上述のとおり、乗車発駅・降駅が弊社の駅であるか否かではなく、弊社と連絡運輸の取扱いをする他社線との範囲内でご乗車いただく営業キロで判断する制度となっております。

そのうえで、ご質問の具体的な取扱区間と、連絡運輸を利用すれば割引適用となる場合の乗車券購入方法及び各駅の取扱いの有無については以下のとおりです。

(1) 具体的な取扱区間

連絡運輸となる運輸機関を含め営業キロが101キロ以上となる区間の例示は以下のとおりです。なお、阪神線や神戸高速線を発駅とした場合、営業キロが101キロ以上となる区間はありません。また、お求め予定の区間を弊社運輸部営業課（電話番号：06-6457-2258）までご連絡いただければ、割引の適用の有無についてご回答させていただきます。

例①：山陽姫路駅（山陽電鉄本線）～西代駅（神戸高速線）～新開地駅（阪急電鉄神戸高速線）～阪急神戸三宮駅（阪急神戸線）～十三駅（阪急京都線）～京都河原町駅

営業キロ合計 135.6 キロ ※（）内は経由する路線。以下同様

例②：小野駅（神戸電鉄粟生線・有馬線）～湊川駅（神戸電鉄神戸高速線）～新開地駅（阪急電鉄神戸高速線）～阪急神戸三宮駅（阪急神戸線）～十三駅（阪急京都線）～京都河原町駅

営業キロ合計 112.1 キロ

(2) 連絡運輸を利用すれば割引適用となる場合の乗車券購入方法及び各駅の取扱いの有無

取扱いのあるすべての駅を列挙することは差し控えさせていただきますが、例えば(1)記載の例ですと、山陽姫路駅または京都河原町駅の自動券売機でご購入いただけます。お客様において自動券売機上の「車いすマーク」（自動券売機の種類によって名称が異なる可能性があります。）と目的地の金額を押していただきますと、係員がご対応に参ります。その際、「精神障害者保健福祉手帳」（以下「手帳」といいます。）または後述するミライロIDの呈示が必要となります。その後、係員が自動券売機を操作しまして、乗車券を発行いたします。

<関係する規則の条文>

（阪神線）連絡運輸取扱規則

別表1

※ お手数ですが以下のホームページでご確認ください。

<https://www.hanshin.co.jp/ticket/yakkan/pdf/hanshin-contacttransportation.pdf>

（高速線）連絡運輸取扱規則

第2条（適用範囲）

3 神戸高速線と連絡運輸を行う連絡会社、接続駅、区間及び乗車券の種別は、神戸高速線で発売するものに限り、一時限りの連絡運輸を除いて、次のとおりとする。

連絡会社	接続駅	区間		乗車券種別
		神戸高速線	連絡会社線	
阪 神	元 町	全線各駅（ただし、花隈駅及び阪急神戸三宮駅を除く）	全線各駅	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 団体乗車券
阪 急	神戸三宮	全線各駅（ただし、西元町駅及び元町駅を除く）	〃	〃
神 鉄	湊 川	全線各駅	〃	〃
山 陽	西 代	全線各駅	〃	〃

（高速線）精神障害者旅客運賃割引規則

第 1 条（適用範囲）

この規則は、精神障害者が単独又は介護者とともに、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社及び神戸電鉄株式会社（以下、3 社を併せて「社」という。）の神戸高速線及び神戸高速線と連絡運輸の取扱いをする他社線を乗車する場合に、社と旅客との間で締結する、鉄道による旅客の運送等に関する契約に適用され、契約の内容となる。

第 5 条（取扱区間）

取扱区間は、神戸高速線及び神戸高速線と連絡運輸する運輸機関の各駅相互間とする。ただし、精神障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、神戸高速線と連絡運輸の取扱いをする他社線を通じて片道 101 キロメートル以上を乗車する場合に限る。

2. ミライロ ID との併用について

お客さまが割引となる乗車券をお求めの際は、精神障害者旅客運賃割引規則第 7 条（割引乗車券類の購入申込み）の規定に基づき、原則として手帳の呈示を必要としています。お客さまの手帳呈示のご負担を軽減するため、手帳本通の提示に代わるものとして株式会社ミライロがサービスを提供する「ミライロ ID」の代用を認めています。

このように、「ミライロ ID」はあくまで手帳の代用として認めている資格確認のデジタル媒体であって、乗降時に自動改札機を通過し運賃を引き去る機能はなく、また、弊社と株式会社ミライロが提携して割引を提供しているものでもありません。

従いまして、ご質問後段の「例えば阪神元町駅から近鉄名古屋駅まで行った場合は、ミライロ ID を利用した障がい者割引の対象となるのでしょうか。」については、ミライロ ID とは関係なく、「例示の区間は連絡運輸の取扱い範囲外となるため、割引の適用はございません。」が回答となります。

<関係する規則の条文>

（阪神線）精神障害者旅客運賃割引規則

第 7 条（割引乗車券類の購入申込み）

精神障害者が割引乗車券類を購入する場合は、精神障害者保健福祉手帳を発売駅に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券類の申込みをしなければならない。

第 10 条（精神障害者保健福祉手帳の携帯）

精神障害者又はその介護者は、乗車券購入の際及び乗車中は精神障害者保健福祉手帳を携帯して係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

第 11 条（デジタル化された精神障害者保健福祉手帳情報の効力）

デジタル化された精神障害者保健福祉手帳情報は第 7 条に規定する割引乗車券類の購入申込み並びに前条に規定する係員請求時の呈示に限り、精神障害者保健福祉手帳の呈示に代わるものとすることができる。

- 2 前項に規定するデジタル化された精神障害者保健福祉手帳情報は、株式会社ミライロがサービスを提供する障害者手帳アプリケーション「ミライロ ID」とする。

以上